

狩猟期間が始まります！

狩猟期間 令和7年11月15日～令和8年2月15日

銃猟をされる方々へ



- 脱包の確認 弾の装填の有無を常に確認しましょう
- 矢先の確認 周囲の安全を常に確認しましょう
- 獲物の確認 獲物が確認できない時の発砲はやめましょう
- 狩猟前練習の奨励 射撃技能を向上させましょう
- 保管管理の徹底 狩猟等の保管を徹底し盗難や紛失を防止しましょう



入山又は農作業等をされる方々へ

- 狩猟期間内であることを認識し、思わぬ事故に巻き込まれないように安全対策を行いましょう。
- 入山中、農作業等の作業中はラジオ等、音が出るものを携帯し、目立つ服装をするなど自分の存在を伝えましょう。

広 報

トキの里

佐渡警察署
0259-55-0110
潟上駐在所

ストーカー・DVは許しません！

11月12日(水)から11月25日(火)までの間
女性に対する暴力をなくす運動

の実施期間になります。

□ストーカーやDV被害に遭っても、どこに相談しても良いか分からず、お困りではありませんか？

ストーカーやDVは犯罪です。被害がより深刻になる前に最寄りの警察署等にご相談ください。

□警察は、被害者の安全を最優先とした相談体制を整えています。

被害者の意向を尊重し、

○加害者、行為者の検挙

○被害者に対する援助

○加害者、行為者への指導・警告

等の措置を講じます。



11月は
オレンジリボン・児童虐待防止
推進キャンペーン月間 です



「児童虐待」ってどんなこと？

身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる など

性的虐待

児童への淫行、児童ポルノの被写体にする など

怠慢または拒否(ネグレクト)

適切な食事を与えない、乳幼児を車中に放置したまま など

心理的虐待

言葉による脅し、児童の面前で家族などに暴力行為 など



「虐待かな」と思ったら連絡を！！

児童相談所全国共通ダイヤル☎189

お近くの児童相談所につながります

警察でも児童虐待等の相談を受け付けます。

少しでも迷ったら佐渡警察署へご連絡を！

また、緊急の場合は110番通報をお願いします。



新 潟 県 警 察